

保護者 様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」ととなりました。

インフルエンザに感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関で記入してもらうものではありません。

治 癒 報 告 書

学校長 様

年 組 番

児童・生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。
記

疾患名	インフルエンザ
発症日（熱が出た日）	年 月 日
解熱日（熱が下がった日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」の日付をご記入ください。	年 月 日まで

（例：月曜日に発症した場合で、解熱したのが火曜日であっても、発症から5日を経過しなくては登校できませんので、この場合は土曜日が満了日になります。翌月曜日に登校してください。）

年 月 日

保護者氏名

印